

公 告

地方公営企業法第33条の2の規定に基づき、平成19年3月10日から平成19年3月31日まで、下記の者を京都市交通局公金収納受託者とし、道路運送法第35条に基づき実施する、一般乗合旅客自動車運送事業の管理の受委託に伴い、本市乗合自動車の旅客運賃等の徴収事務を委託します。

平成19年3月9日

京都市公営企業管理者
交通局長 島田與三右衛門

記

京都市右京区嵯峨明星町1番地の1
京都バス株式会社

(交通局自動車部営業課)